



イギリス

(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)

(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	4
3. 侵害の定義	10
4. 侵害の発見から解決までのフロー	20
5. 侵害に対する救済手段	27
6. 留意事項	37
7. その他の関連団体	38

イギリスの正式名称はグレートブリテン及び北アイルランド連合王国(英語名:United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland、国コード:GB)であり、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの地方国家などから構成される立憲君主制国家として、イギリス連邦王国を形成している。国際的にはその地域として、王室属領及び海外領土があるが、これらは連合王国には含まない。従って、本稿では、特段の説明がない限り、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドを対象地域とする。

1. 侵害対策関連法令

1.1 特許法

The Patents Act 1977 (July 29, 1977, as mainly amended by April 1 1989, November 29 2004, December 17 2007, August 19 2011, and October 1 2014)

第60条 侵害の定義

第61条 特許侵害訴訟手続き

第62条 侵害による損害賠償の制限

第69条 出願公開により付与される権利の侵害

1. 2 登録意匠法

The Registered Designs Act 1949 (January 1 1950, as amended by April 30 1979, August 1 1989, December 9 2001, April 1 2003, October 1 2005, April 29, and October 1 2006, and October 1 2014), The Copyright, Designs and Patents Act 1988

第 7 条 登録によって与えられる権利

第 7A 条 登録意匠権侵害

第 24A 条 侵害訴訟

1. 2. 1 著作権、意匠、特許 1988 年法(半導体回路配置設計)

The Copyright, Designs and Patents Act 1988, The Design Right (Semiconductor Topographies) Regulations 1989 (S.I. 1989/1100 August 1 1989 revoked The Semiconductor Products (Protection of Topography) Regulations 1987, as amended by August 1, 2006, July 1 2008)

第 226 条 意匠権者の権利と侵害

第 229 条 意匠権者の権利と救済

1. 3 植物品種及び種子法

The Plant Varieties and Seeds Act 1997 (May 8 1998 abolished the original act of 1964)

第6条 品種の保護

第13条 侵害に対する救済

1. 4 商標法

The Trade Marks Act 1994 (October 31 1994 abolished the original Law of 1938, as amended by July 29 1999, November 20 2002, October 1 2004, April 29 2006, May 10 2008, and October 20 2014)

第 9 条 登録商標により付与される権利

第 10 条 登録商標の侵害

第 11 条 登録商標の効力の制限

第 14 条 侵害訴訟

第 89 条 税関差止

1. 5 著作権法

Copyright, Designs and Patents Act 1988 (August 1 1989 abolished the original law of Copyright Act 1956, as amended mainly by 1990, 1992, 1994, 1995, 1996, 1997, 2003, 2007 and October 1 2014)

第 2 条 著作権者の排他権

第 16 条～第 21 条 著作権者の権利

第 22 条～第 26 条 著作権の二次侵害

第 80 条 著作者人格権

第 83 条 著作者人格権の侵害

第 96 条～第 102 条 著作権利者の救済

第 103 条 著作者人格権の救済

第 107 条 刑事処罰

第 111 条～第 112 条 税関差止

1. 6 その他の代表的な関連法規

税関関係

(1) The Goods Infringing IP Rights (Customs) Regularion 2004

民事訴訟関係

(2) The Civil Procedure Act 1997

(3) The Civil Procedure (Amendment) Rules 2013

刑事訴訟関係

(4) The Proceeds of Crime Act 2002

(5) The Fraud Act 2006

(6) The Crime and Courts Act 2013

薬事法関係

(7) The Medicines Act 1968

(8) The Human Medicines Regulations 2012 (GB314)

化粧品関係

(9) The Cosmetic Products Enforcement Regulations 2013

音楽著作権関係

(10) The Video Recording Act 2010

なお、EU 域内の関係法として、ヨーロッパ特許法、共同体商標法及び意匠法、並びに各種欧州指令、統一特許裁判所協定などの域内関係法規、及びイギリス法体系としてはコモンローの適用がある。

2. 侵害対策関係機関

2. 1 知的財産庁

Intellectual Property Office

住所: Concept House
Cardiff Road
Newport
South Wales NP10 8QQ
United Kingdom

電話: +44-1633-814000

Fax: +44-1633-817777

E-mail: information@ipo.gov.uk

Website: [http:// www.ipo.gov.uk](http://www.ipo.gov.uk)

[特許、意匠、商標、著作権の知的財産権全般の申請登録手続き、侵害及び有効性の判定、調停、知的財産制度の普及、情報の提供、関連機関との協力]

2. 2 植物品種権局

Plant Variety Rights Office

Animal & Plant Health Agency

Department for Environment Food & Rural Affairs

住所: Eastbrook
Shaftesbury Road
Cambridge CB2 8DR
United Kingdom

電話: +44-300-060-0497

Fax: +44-300-060-2115

E-mail: pvs.helpdesk@fera.gsi.gov.uk

Website: [http:// www.fera.defra.gov.uk/plants/plantVarieties/](http://www.fera.defra.gov.uk/plants/plantVarieties/)

[植物新品種の申請登録手続き、植物生態管理、在外植物輸入管理など]

2. 3 著作権審判廷

Copyright Tribunal

The Department for Business, Innovation & Skills (BIS)

住所: 4 Abbey Orchard Street
London, SW1P 2HT
United Kingdom

電話: +44-20-7034-2836

Fax: +44-20-7034-2826

E-mail: copyright.tribunal@ipo.gov.uk

Website: <http://www.ipo.gov.uk/ctribunal.htm>

[著作権のライセンス紛争の審判が主な業務で、侵害等の審判は行わない]

2. 4 知的財産企業裁判所

Intellectual Property Enterprise Court (IPEC)

住所: The Rolls Building,
7 Rolls Building, Fetter Lane,
London, EC4A 1NL
United Kingdom

電話: +44-20-7947-6265

E-mail: ipec@hmcts.gsi.gov.uk

Website:

<http://www.justice.gov.uk/courts/rcj-rolls-building/intellectual-property-enterprise-court>

[旧州特許裁判所(PCC:Patents County Court)が2013年10月1日に名称変更し、特許権、意匠権、著作権、商標権及びその他の知的財産権侵害紛争並びに無効・取消事件、及びその他の知的財産権紛争全般を取り扱う。]

2. 5. 1 特許法廷/高等法院大法官部

The Patents Court

The Chancery Division of the High Court

住所: 13-14 Park Crescent
London W1B 1HT
United Kingdom

電話: +44-20-7917-7821/7887

Fax: +44-20-7917-7940

Website:

<https://www.justice.gov.uk/courts/rcj-rolls-building/patents-court>

[特許行政訴訟及びイングランド及びウェールズでの特許紛争を取り扱う。]

2. 5. 2 高等法院大法官部

The Chancery Division of the High Court

住所: 13-14 Park Crescent

London W1B 1HT

United Kingdom

電話: +44-20-7917-5000

Fax: +44-8703-305717

Website:

<http://www.justice.gov.uk/courts/rcj-rolls-building/chancery-division>

[イングランド及びウェールズでの特許以外の知的財産権上訴事件及びその他の民事紛争を取り扱う。]

2. 6 民事控訴院/スコットランド最高法院

The Court of Session/The Supreme Courts in Scotland

住所: Scottish Court Service

Saughton House

Broomhouse Drive

Edinburgh, EH11 3XD

United Kingdom

電話: +44-131-444-3300

Fax: +44-131-443-2610

E-mail: enquiries@scotcourts.gov.uk

Website:

<http://www.scotcourts.gov.uk/the-courts/court-of-session/about-the-court-of-session>

[スコットランドで知的財産権紛争を含む民事訴訟を担当する最高裁判所である。刑事事件は The High Court of Justiciary が担当する。]

2. 7 北アイルランド高等法院大法官部

The Chancery Division of the High Court

The Royal Courts of Justice

住所: Chichester Street

Belfast, BT1 3JF

United Kingdom

電話: +44-30-0200-7812

Fax: +44-28-9072-4799

E-mail: adminoffice@courtsni.gov.uk

publiclegalservicesdivision@courtsni.gov.uk

Website: <http://www.courtsni.gov.uk/>

[北アイルランドで知的財産権紛争を含む民事訴訟を担当する高等裁判所である。刑事事件は The Crown Court/ Magistrates' Courts が担当する。]

2. 8 最高法院

The Supreme Court

住所: Parliament Square
London SW1P 3BD
United Kingdom

電話: +44-20-7960-1500, 1900

Fax: +44-20-7960-1901

E-mail: enquiries@supremecourt.uk

Website: <http://www.supremecourt.uk/>

[イギリスでの民事及び刑事訴訟の最終裁判所である。]

2. 9 検察庁

The Crown Prosecution Service (CPS)

住所: Rose Court
2 Southwark Bridge
London SE1 9HS
United Kingdom

電話: +44-20-3357-0899 (CPS Public Enquiries)

E-mail: enquiries@cps.gsi.gov.uk

Website:

http://www.cps.gov.uk/legal/h_to_k/intellectual_property_crime/#offences

[イギリスでの刑事告訴を担当する検察部門である。]

2. 10. 1 ロンドン市警察 経済犯罪部

Economic Crime Directorate (ECD)

City of London Police

住所: 21 New Street
London, EC2M 4TP
United Kingdom

電話: +44-20-7601-2222

E-mail: community@cityoflondon.pnn.police.uk

Website: <http://www.cityoflondon.police.uk>

[ロンドン市内で知的財産権侵害事件などの捜査及び取締を主に担当し、知

的財産犯罪班や電子取引犯罪取締チームなどを有する。]

2. 10. 2 ロンドン市警 不正法的措置 国家不正及びネット犯罪通報センター

Action Fraud, National Fraud & Cyber Crime Reporting Centre

National Fraud Intelligence Bureau (NFIB)

電話: +44-161-234-9230 (イギリス国内のみ 300-123-2040)

E-mail: contact@actionfraud.police.uk

Website: <http://www.actionfraud.police.uk/>

[ロンドン市警が運営する知的財産の詐欺やネット犯罪の通報窓口である。]

2. 10. 3 ロンドン市警 警察知的財産犯罪班

The Police Intellectual Property Crime Unit (PIPCU)

電話: +44-20-7601-2222

E-mail: PIPCU@cityoflondon.police.uk

[ロンドン市内での知的財産犯罪の捜査及び取締活動を行う。]

2. 11 取引標準協会

The Trading Standards Institute and itsa Limited (TSI)

住所: 1 Sylvan Court

Sylvan Way, Southfields Business Park

Basildon

Essex SS15 6TH

United Kingdom

電話: +44-1268-582200

Fax: +44-1268-582225

E-mail: institute@tsi.org.uk

Website: <http://www.tradingstandards.gov.uk/advice/index.cfm>

[商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せに対応し、北アイルランドを除く各地に所在する。]

2. 12 ロンドン市取引標準協会事務所

Trading Standards Office, City of London

住所: Walbrook Wharf

78-83 Upper Thames Street

London EC4R 3TD

United Kingdom

電話: +44-20-7332-3406

E-mail: tradingstandards@cityoflondon.gov.uk

Website

<http://www.cityoflondon.gov.uk/business/support-promotion-and-advice/trading-standards/Pages/default.aspx>

2. 13 北アイルランド警察

The Police Service of Northern Ireland

住所: Police Headquarters

Brooklyn

65 Knock Road

Belfast BT5 6LE

United Kingdom

電話: +44-2890650222

Website: <http://www.psni.police.uk/>

<http://www.police.uk/northern-ireland/#description>

[北アイルランドでの侵害事件などの捜査及び取締を担当する。]

2. 14 歳入税関庁

HM Revenue & Customs

CITEX Written Enquiry Team

住所: Freepost NAT22785 (模倣対策部門)

Cardiff, CF14 5GX

United Kingdom

電話: +44-300-200-3700, +44-800-595-000, +44-208-929-0153

Fax: +44-800-528-0506

E-mail: customs.hotline@hmrc.gsi.gov.uk

Website: <http://www.hmrc.gov.uk>

[輸出入の通関業務及び知的財産権侵害品の摘発業務を行う。]

2. 15 イギリス民事調停評議会

The Civil Mediation Council (CMC)

住所: The International Dispute Resolution Centre

70 Fleet Street

London EC4Y 1EU

United Kingdom

電話: +44-20-7353-3227

E-mail: registrar@civilmediation.org

Website: http:// www.civilmediation.org

[民間の調停機関であり、民事的仲裁として、知的財産権紛争などの調停を行う。]

2. 16 イギリス ドメインネームレジストリー

Nominet

住所: Minerva House
Edmund Halley Road
Oxford Science Park, OX4 4DQ
United Kingdom

電話: +44-1865- 332244

E-mail: nominet@nominet.org.uk

Website: http://www.nominet.org.uk/

(ドメイン紛争対応)

電話: +44-1865-332211 Fax: +44-1865-332292

E-mail: drs@nominet.org.uk

[イギリスでの UK ドメインの管理及び登録機関であり、ドメイン紛争の仲裁対応も行う。]

3. 侵害の定義

3. 1 特許

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国(以下、イギリスという)で、特許法第 60 条が規定する当該発明に対する行為を行うことは侵害行為と見做される。特許法には特許権者に帰属する専用権や禁止権を明文規定していない。

特許法が規定する、特許権者の禁止権は次の行為が対象となる。

- (a) 特許製品の製造、販売、販売の申出、使用、若しくは輸入、又は保有する行為
- (b) 侵害することを知りながら、又は侵害することが明らかな状況で、特許方法を使用、又は使用の申出をする行為
- (c) 特許方法により直接生産される製品の販売、販売の申出、使用、若しくは

輸入、又は保管する行為

- (d) 侵害することを知りながら、又は侵害することが明らかな状況で、特許を実施するために不可欠な手段を提供、又はその提供の申出をする行為
(以上、特許法第60条)

注意すべき事項は下記の事項である。

- ・ ヨーロッパ特許庁が登録するヨーロッパ特許のイギリス指定登録特許も含まれる。
- ・ 暫定救済を求めることができる。(特許法第61条)
- ・ 刑事的救済はない。
- ・ 被疑侵害者が特許権の存在を知らない場合、侵害の事実を知った日以前の侵害の賠償責任はない。なお、特許番号が製品に記載してある場合は除く。(特許法第62条)

2014年10月1日の改正で、Webmarking(インターネットウェブサイトのアドレス)の記載が特許番号表示と同様に扱われるようになった。なお、引用するウェブサイトには製品の対象となる特許番号の標記が不可欠である。

- ・ 先使用权の抗弁が可能である。(特許法第64条)
- ・ 特許出願の公開日から賠償請求権が発生する。(特許法第69条)
- ・ 非侵害確認訴訟が可能である。(特許法第71条)

対象外規定

- (1) 私的で商業以外の目的で使用する行為
- (2) 実験目的のために使用する行為
- (3) 免許のある医師又は歯科医師の処方箋に基づき個人のために調合する行為、若しくはその調合された薬剤
- (4) パリ条約又はWTOに加盟の外国籍の船舶が一時的に、又は偶発的にイギリス国内の領海に入った場合で、当該船舶の船体、又はその機械、船具、装置その他の付属物として、専らその船舶の必要のために製品又は方法を使用する行為
- (5) パリ条約又はWTOに加盟の外国籍の航空機、ホバークラフト若しくは車両が一時的に、又は偶発的にイギリス国内に入った、若しくは通過する場合で、それらの構造、又は操作において製品、若しくは方法を使用する行為、又はそれらの付属物として使用する行為
- (6) 1982年民間航空法第89条に定める免責航空機がイギリス国内に適法に入った、若しくは通過する場合で、当該航空機の使用、又は当該航空機用の部品若しくは付属物の輸入、使用若しくは保管する行為

- (7) 農業用の植物増殖材料が当該特許権者、又はその同意により農業目的で販売された場合で、農家が自己の農地で自身のために増殖或いは繁殖した収穫物を自身のために使用する行為
 - (8) 動物繁殖材料が当該特許権者、又はその同意により農業目的で特許発明を含む繁殖用種畜、又はその他の動物繁殖材料が販売された場合で、農家が農業目的で動物、又は動物繁殖材料を使用する行為
 - (9) EC指令2001/82及び2001/82による獣医薬及び人用医薬品の目的で行われる研究、検査、又は試験のための行為(ポーラ一条項)
- (以上、特許法第60条(5)項)

保護期間：出願日から20年間(特許法第25条)

3.2 意匠

意匠登録権者の承諾なく、権利存続期間中にイギリス国内で、登録意匠法第7条(1)項に基づく意匠登録権者の専用権を実施する行為は同じく第7A条(1)項の規定に基づく意匠登録権者の排他権を実施したとして侵害行為と見做される。

登録意匠法が規定する、意匠登録権者の禁止権は次の行為が対象となる。

- (a) 意匠が組込まれている、又は利用されている製品を製造、販売の申し出、販売、輸出入、若しくは使用する行為
 - (b) 上記の目的で当該製品を保有する行為
- (以上、登録意匠法第7条(2)項)

注意すべき事項は下記の事項である。

- ・ 国際登録意匠、欧州共同体登録意匠も対象なる。
 - ・ 欧州共同体意匠制度での非登録意匠の保護は2002年3月から開始され、公衆に利用可能となっていることを条件に、その時から3年間の保護を受けられるが、権利範囲も狭く、権利者としての立証責任や当該国での判例の有無などから活用は難しいと言える。
 - ・ 意匠登録証が発行された後に意匠権侵害訴訟を提起することができる。(登録意匠法第7A条(6)項)
 - ・ 被疑侵害者が意匠権の存在を知らない場合、侵害の事実を知った日以前の侵害の賠償責任はない。なお、登録意匠番号が製品等に記載してある場合は除く。(登録意匠法第24B条(2)項)
 - ・ 意匠登録があるとの虚偽表示は処罰の対象である。(登録意匠法第35条)
- 2014年10月1日の改正で、下記の項目が追加されている。

- ・ 独自創作意匠の先の使用には先使用权の抗弁が可能である。
- ・ 故意に登録意匠と同一或いは類似する意匠へと複製する行為に刑事罰の規定が新設された。

対象外規定

- (1) 私的で商業以外の目的で使用する行為
- (2) 実験目的のために使用する行為
- (3) 出所を記載したうえ、公正で意匠権者に害を及ぼさない教育目的のため、或いは引用のために複製する行為
- (4) 一次的にイギリス王国内に存在する他国籍の船舶、又は航空機上で機器を使用する行為
- (5) 前項の船舶、又は航空機を修理するために補充部品或いは付属部品を輸入する行為
- (6) 前記の船舶、又は航空機を修理する行為
(以上、登録意匠法第7A条(2)項)
- (7) EU域内から当該意匠製品を輸入する行為(登録意匠法第7A条(4)項)
- (8) 登録により保護されている部品の意匠権が複合製品を元の外観に戻すための修理に使用される行為(登録意匠法第7A条(5)項)

保護期間:登録日から5年間(その後同じ期間4回更新可能、最大25年間)
(登録意匠法第8条)

3.2.1 半導体回路配置設計

半導体回路設計配置の意匠権者の承諾なく、権利存続期間中にイギリス国内で、著作権・意匠・特許1988年法(意匠権(半導体回路配置設計)規則)に基づく意匠権者の専用権を実施する行為は侵害行為と見做される。

著作権・意匠・特許1988年法が規定する、意匠権者の禁止権は次の行為が対象となる。

- (a)回路配置設計を組み込んだ物品を作成し、複製する行為
- (b)文献を作成するために回路配置設計を書き込んだ設計書類を作成し、複製する行為
(以上、著作権・意匠・特許1988年法第226条)
- (c)営業目的で侵害品を輸入する行為
- (d)営業目的で侵害品を所持する行為
- (e)販売、貸与、販売或いは貸与のための申し出、又は展示する行為

(以上、著作権・意匠・特許1988年法第227条)

注意すべき事項は下記の事項である。

- ・ 私的で商業以外の目的で使用、或いは、回路配置設計の分析或いは評価、又は回路配置設計に含まれるコンセプト、過程、システム或いは技術を指導するために使用する行為は侵害とならない。
- ・ 最初の回路配置設計を分析或いは評価、又は回路配置設計に含まれるコンセプト、過程、システム或いは技術を分析或いは評価するなどして別の回路配置設計を創作することは侵害とならない。
- ・ 取引の時に回路配置設計にかかる行為が権利となることを知らなかったと立証した場合は侵害とならない。
- ・ 損害賠償など民事的救済を受けることができる。
- ・ 専用実施許諾者も自ら救済を請求することができる。
- ・ 著作権の侵害として、著作権法による救済もあり得る。

保護期間:最初の使用日の暦年末から 10 年間、又は未利用の場合、設計書類或いは文献に作成されたいずれか早い方から暦年末から 15 年間(著作権・意匠・特許 1988 年法第 216 条)

3.3 植物新品種

植物育成者の権利は知的財産権の一つとして、1964 年に植物品種及び種子法に世界で最初に定められた。この法律はその後、植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)に発展する。その後数度の改正を経て、現行の植物品種及び種子 1997 年法が施行された。全ての植物において、識別性のある新規な種や属を育成した場合、植物新品種登録者は関係当局に登録することで、その保護を受けることができる。植物新品種登録者の承諾なく、権利存続期間中にイギリス国内で、その保護対象の植物を使用する行為は排他権を侵害すると見做され、民事的救済(植物品種及び種子法第 13 条)を受けることができる。

なお、欧州では欧州共同体品種権規則(EC2100/94)が定められており、この規則に従い欧州共同体植物品種庁(CPVO (Community Plant Variety Office)、<http://www.cpvo.europa.eu/>)に登録することにより、欧州共同体の全加盟国の領域内において効力を有する育成者権(共同体植物品種権(CPVR))を取得することができ、イギリスも域内加盟国であるため権利が及ぶ。

植物品種及び種子法が規定する、植物育成登録者の禁止権は次の行為が対象となる。

- (a) 保護された品種の種苗を生産、或いは増殖させる行為
 - (b) 保護された品種を増殖目的で調整する行為
 - (c) 保護された品種を販売の申出する行為
 - (d) 保護された品種の販売、或いは取引活動する行為
 - (e) 保護された品種を輸出入する行為
 - (f) 上記の目的で保護された品種を保管する行為
 - (g) その他の植物育成登録者の権利を侵害するする行為
- (以上、植物品種及び種子法第6条)

対象外規定(主要な規定のみ)

- (1) 私的で商業以外の目的で使用する行為
 - (2) 実験目的で使用する行為
 - (3) 他の植物品種を育成する目的で使用する行為
- (以上、植物品種及び種子法第8条)
- (4) 農家が保護目的で、又は主に派生品種を保存する行為
- (以上、植物品種及び種子法第9条)

保護期間： 一般植物：登録日から 20 年間

樹木、ブドウ、及びジャガイモ：登録日から 30 年間

*長官による延長が認められる場合がある。

(以上、植物品種及び種子法第 11 条)

3.4 商標

商標権者は、商標法第 2 条による権利及び救済手段を有しており、商標権者の承諾なく、権利存続期間中にイギリス国内で、商標権者の権利を実施する行為は、商標法第 9 条の規定により、商標権者の排他権を侵害する行為と見做される。商標権者は侵害行為を禁止する権利を含む民事的訴訟権利を有する。

商標法が規定する、商標権者の禁止権は次の行為が対象となる。

- (a) 商標が登録されている商品或いはサービスと同一の商品或いはサービスに、登録商標と同一の標章を業として使用する行為
- (b) 登録商標を連想させることを含め、公衆に混同を生じさせる虞のある以下の使用行為
 - ① 当該商標が登録されている商品或いはサービスに類似する商品或いはサービスに登録商標と同一の標章を業として使用する行為
 - ② 当該商標が登録されている商品或いはサービスに類似する商品或いは

サービスに登録商標と類似する標章を業として使用する行為

- (c) 登録商標がイギリスで著名であり、正当な理由なくその標章を使用することで当該商標の識別性或いは名声を不正に利用、又はそれを害する状況で、当該商標と同一又は類似の標識を商品或いはサービスに業として使用する行為

(以上、商標法第10条(1)～(3)項)

なお、イギリス商標法第10条(4)項で言う「使用」とは、以下のことを指す。

- ① 商品又はその包装に当該標章を付すこと
- ② 商品を販売するための販売の申出、展示、流通、及びこれらの目的のために商品を保管すること
- ③ サービスの提供の申出、或いは提供すること
- ④ 商品の輸出入
- ⑤ 営業書類又は広告に当該標識を付すこと

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 欧州共同体登録商標も保護を受けることができる。(商標法第52条)
- ・ 国際登録商標(マドリット議定書)も保護を受けられる。(商標法第54条)
- ・ パリ条約及びWTO-TRIPs協定による周知商標も保護を受けることができる。(商標法第56条)
- ・ 商標権は出願日から権利が発生するが、登録日前に侵害訴訟が開始されていないこと及び公告日前に無許可の使用が開始されていないことを条件とする。(商標法第9条(2)項)
- ・ 先使用权がある場合は侵害とならない。(商標法第11条(3)項)
- ・ 専用被使用許諾者は権利者の承諾を条件に独立して権利行使することができる。(商標法第31条)
- ・ 商標権の権利行使では使用していることが条件ではないが、登録後継続した5年間に当該商標の使用がないと取消の対象となる。(商標法第46条)
- ・ 第三者による登録商標の使用を継続した5年間にわたり黙認した場合、悪意の場合を除き自己の権利を主張できない。(商標法第48条)
- ・ 侵害訴訟では、侵害差止、損害賠償の他、侵害商標の抹消、侵害品の引渡・処分などを請求できる。

対象外規定

- (1) 自己の名称、又は住所として使用する行為
- (2) 商品或いはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期

或いは提供時期、又は商品或いはサービスのその他の特徴に関する表示として使用する行為

(3) 商品或いはサービスの用途(特に、付属品或いは部品)が必要な場合に表示として使用する行為

(以上、商標法第11条(2)項)

保護期間:登録日(出願日)から10年間(その後同じ期間更新可能、最大無期限)
(商標法第42条及び第43条、第40条(3)項で出願日を登録日と擬制する)

3.5 著作権

イギリスの著作権法は1988年に大きく改正され、著作者人格権、実演の権利、コンピュータ・プログラムの保護及び複製防止技術について規定し、その後、1997年にデータベース関連の規定が追加され、毎年の改正を経て、現在に至っている。本稿では、主にプログラム等の著作権を含む著作権者の権利についてのみ説明する。

著作権者(第9条)は第2条第1項に基づき、著作権法第2章に明記された行為に対する排他的権利を有しており、著作権者の承諾なく、権利存続期間中にイギリス国内で、対象となる下記の行為を実施することは権利侵害と見做される。

著作権法第2章に規定される著作権により制限される対象は下記の通りである。

- (a) 著作物の全体或いはその実質的部分を直接的、或いは間接的に複製及び又は、公衆に配布、賃貸、貸与、上演、上映、演奏、伝達する行為
- (b) 著作物の本案を作成し、上記の行為を行う行為
- (c) 以上の行為のいずれかを許諾する行為

(以上、第16条)

- (d) 侵害複製物と知りながら、又はそう信じられる被疑侵害物を私的及び家庭内の使用以外の目的で輸入する行為(第22条)
- (e) 侵害複製物と知りながら、又はそう信じられる被疑侵害物を事業目的で所持、販売、若しくは賃貸、又は販売若しくは賃貸のために提供、又は陳列、展示、頒布する行為、或いは著作権者を害するような影響を与える程度にまで頒布する行為(第23条)
- (f) 侵害複製品を作成するための手段を、そのように使用されることと知りながら、又はそう信じられる事情を有しながら、作成、輸入、所持、販売、若しくは賃貸、又は販売若しくは賃貸のために提供、又は陳列する行為
- (g) 以上の目的で電気通信設備を用いて送信する行為

(以上、第24条)

- (h) 文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権が公の興行の場所での実演により侵害される場合は、その許可を与えた行為(第25条)
- (i) 機器を用いて、文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権が公の興行の場所での実演により侵害される場合は、そのように使用されることを知りながら、又はそう信じられる事情を有しながら、その実演、又はそのための機材を提供した行為(第26条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 著作権法で言う複製には、あらゆる種類の複製行為が対象となるが、文芸、演劇、音楽又は美術の著作物は、有形及び電子的手段による何らかの媒体に蓄積すること;美術著作物は2次元から3次元及びその反対に変換すること;映像や包装著作物はその全体或いは実質的部分の複製すること;上記の複製の過渡的な複製物、或いはその他の使用で付随する複製物もその対象とする(第17条)
- ・ 翻案による侵害において、コンピュータ・プログラムについては、プログラムの変更若しくは改変又はプログラムの翻訳、データベースについては、データベースの変更若しくは改変又はデータベースの翻訳をいい、「翻訳」は、プログラムがコンピュータ言語若しくはコードへ、若しくはそれから転換され、又は異なるコンピュータ言語若しくはコードへ転換されるプログラムの転換を含む。
- ・ 著作権者が特段の契約で複製使用を禁じていない場合、著作権法が著作物に対して行うことができる行為を示しており、合法的所有者は比較的広い使用が認められている。(第28条参照)
- ・ 著作権者は損害賠償、差止等民事的救済を受けることができる。(第96条)
- ・ 専用実施権者は著作権者と同一の権利を有する。(第101条)
- ・ 出訴期限は、侵害の発見日から6年間である。

対象外規定(著作権法第3章参照、以下は主要な規定のみ)

- (1) 私的、又は出所を明示した非商業目的で研究を目的とする文芸、演劇、音楽又は美術の著作物を公正に使用する行為(第29条)
- (2) 出所を明示した著作物若しくは他の著作物、又は著作物の実演の批評、又は評論を目的とする著作物を公正に使用する行為(第30条)
- (3) 出所を明示して非商業的に授業で使用する行為(第32条)
- (4) コンピュータ・プログラムの適法な所有者がバックアップ目的で複製する行為(第50A条)

- (5) 所定の条件で逆コンパイルする行為(第50B条)
- (6) コンピュータ・プログラムの適法な使用者による研究や観察する行為(第50BA条)

保護期間:

- ・ 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物は、著作者の死亡暦年末から70年間
 - ・ 上記で著作者不詳の場合、著作日或いは発表日暦年末から70年間
 - ・ コンピュータ著作物は、著作日暦年末から50年間
 - ・ 以上の項目が共同著作物の場合、最後の生存者の死亡暦年とする。
- (以上、第12条)
- ・ 録音著作物の場合、著作日或いは発表日暦年末から50年間(第13条)
 - ・ 映画著作物の場合、著作日或いは発表日暦年末から70年間(第14条)
 - ・ 放送著作物の場合、最初の放送日暦年末から50年間(第15条)
 - ・ 最初の版の編集著作権は、最初の発表日暦年末から25年間(第16条)

3.6 パッシングオフ (Passing-Off 詐称通用)

判例主義に基づくコモンローの法理で適用されるパッシングオフは不法行為に対する単純な常識に基づく防御の適用であり、2者以上の当事者間の紛争である。一般的には、ビジネス界で発生する不実の表示(misrepresentation、詐称)であり、例えば、当事者の一方が他の当事者の商権(goodwill、営業上の信用)を傷つけたり、損害を与えたりすることに対する防御である。つまり、消費者に他の当事者の商品やサービスを購入したと単純に思わせるように詐称し欺くこと、具体的には、当該当事者の事業に一定の商権を形成するスローガン、品名、包装、及びその他の宣伝の要素など、を詐称する行為に対抗する権利である。

パッシングオフは広く適用されてきており、何かビジネス上のすべてを包括するものとして、製品のパッケージや商品の外観(体裁)でさまざまな類似点がある場合、或いはテレビ番組などで有名芸能人の名前を無断使用する場合などにも利用されてきている。これらは別々のものであるが、登録商標の適用に近いものとされてきているものの、パッシングオフによる権利行使のために対象となる標章が商標として登録されていることを個別に要求するものではない。つまり、非登録商標の場合の適用として考えられるが、デザイン的な要素も多分にあるため意匠権や著作権も状況によっては対象となる。

パッシングオフの適用には3つの不可欠な要件がある。

- ① 商品やサービスにおける商標、外観など関連するものが周知されていること

(著名性)、或いは、一定の商権(protectable goodwill が保護される程度の営業上の信用)があること、

- ② 不実の表示がなされていること、或いは、そのように判断される状況が存在することを示すことができること、及び
- ③ そうした詐欺的行為により見込まれる損害の可能性があること。

以上のような要件から全く新しい商標やあまり有名でない商標、或いはイギリス国内で取引がないような場合、パッシングオフの主張を利用することはできない。また、詐欺的行為に使用されている表示についても、消費者を騙す程度の十分な類似性がなければならないのである。なお、ここでの消費者とは、一般消費者或いはその特定の商品やサービスに関連する特定の消費者が対象となる。そのため、比較的高い主観的な判断に基づくことに注意しなければならない。

そして、こうしたパッシングオフの3要件は、権利行使において高い挙証責任を求められるために、それぞれ証拠により立証されなければならない。しかし、あからさまに複製利用されている場合や使用している標章類に実質的な使用や名声があることを立証できる場合は、適切な救済を受けることができる。

なお、パッシングオフによる救済を求める場合、イギリスにおける先行登録商標の存在、或いは非登録商標があることを調査することで、他の第三者の同一或いは類似する権利を侵害していないことを事前に確認することが肝要である。また、被疑侵害者は、識別力不足、一般的な表現方法であることなどの反論やその存在を知らなかった、或いは同意を受けていたなどの主張をすることが考えられる。

パッシングオフで受けることができる救済は、侵害の差止、損害賠償、侵害品の回収、或いは廃棄命令である。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

イギリスは、国土 24.3 万平方 km(日本の約 3 分の 2)に人口約 6,180 万人(内、ロンドン約 760 万人)、エリザベス二世女王(1952 年即位)による立憲君主制国家である。1707 年にスコットランド王国及びイングランド王国が合併し、グレートブリテン連合王国が成立したが、その後 1922 年に南アイルランドが分離独立し、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国に改称し現在に至っている。



イギリスの主要産業は、自動車、航空機、電気機器、エレクトロニクス、化学、石油、ガス、金融であり、日本にとってはEU諸国でドイツ、オランダに次ぐ第3位の輸出先（世界的に第7位）であり、イギリス進出日本企業数は約1,100社とドイツ（約1,450社）に次いでEU諸国第2位であるため、日本とイギリスの関係は深いと言える。

イギリス国内での知的財産権侵害の現状は、国内で生じている特許侵害紛争の裁判費用が高額となることもあるため事件数は限られており、この10年間では模倣品や海賊品（以下、侵害品という）の流入による知的財産権犯罪が急増していること

が問題視されている。イギリスを含むEU諸国には中国などアジアからの侵害品の流入が深刻であり、途上国との取引拡大と共に、国際的な侵害ネットワークによる脅威やリスクが増加しているために、知的財産犯罪の面からの制度設計の完備や迅速な法執行を目指している。

4.1 侵害の発見

知的財産権の侵害品は品質の悪いものから大量生産された安価なものまで幅広く出回るようになっており、家庭用の娯楽製品、電化製品から医薬品、自動車部品、また家庭用品まで分野も幅広くっており、中には安い商品で大変危険な医薬品などがしばしば発見されている。2013年末の民間調査会社の報告によると、主要な侵害品は映画音楽、衣服やアクセサリ、アルコール飲料、医薬品、自動車部品、及び煙草であり、倫理的には悪いと理解しながらも比較的若年層がその利用者の中心であり、イングランド、特にロンドン及び北アイルランドがその主要な地域となっている。

イギリスでの侵害品は、主にEU諸国を含む外国から流入して販売されていることが多いため、知的財産権者は現地での製品の販売やメンテナンス、或いはディーラーや納品先からの通報、又は現地での展示会などで発見することになる。

こうした報告があった場合、まず現地から侵害品の現物を入手することが好ましい。しかし、現物が入手できない場合は侵害品やそのパッケージを撮影した写真、特に、自社製品の特徴部分と比較し、識別できるように侵害品の当該部分を撮影した写真

やそのコピーを入手する。併せて、侵害品の販売資料のコピーや販売状況の報告、またインターネットサイトなど関連の情報を同時に入手する。

4.2 証拠の収集

被疑侵害品が発見された場合には、販売されている地域、店舗、インターネットサイトなどの場所、或いは入手したルート及び被疑侵害者(販売店舗、取扱い業者)に加え、被疑侵害品にまつわる状況の詳しい情報を入手する。

被疑侵害品を収集する目的は、収集された被疑侵害品に対する詳細な分析を行い、どの知的財産権が、具体的には、どの特許権、意匠権、商標権、或いは著作権が侵害されているかの侵害事実の初期確認をすることにある。知的財産権者は、少なくとも侵害の事実を確認することができ、侵害の事実証拠から侵害鑑定ができるように、可能であれば直接被疑侵害者から少なくとも複数の被疑侵害品のサンプルを確実に入手する。

そして、証拠収集においては、被疑侵害品の実物サンプル、包装、広告、インターネットの場合はウェブ上の説明など直接的に、侵害の事実を証明できる証拠、及び被告となる被疑侵害者を特定できるように納品書、領収書、或いは宣伝資料や説明書など出所を示す関係資料を収集する。

なお、非登録の商標権や意匠権¹、またパッシングオフを主張しなければならない場合、現地の弁護士に相談の上、自社の対象製品についてのイギリスでの販売状況や関係の資料について確認し、必要な証拠となる実績について、確認収集することが求められる。

4.3 侵害者の特定

侵害調査活動では、直接的及び間接的な被疑侵害者の情報、被疑侵害品販売の範囲や店舗数、流通チャネルが窺われれば製造から販売に関係する会社など侵害の全体像が特定できるように情報収集を行う。輸入や製造にかかる情報が得られるようであれば、卸業者、輸入業者、製造業者、生産地など関係する会社の情報も併せて収集する。

特許権や商標権の侵害で、民事訴訟を提起する場合は民間の調査会社を使用す

¹ 非登録の商標権とは著名商標など一定の識別力を有しながら登録されていない商標、また非登録の意匠とは欧州共同体意匠法で認められる欧州域内での使用後3年間保護される登録されていない意匠、或いは一定の識別力を有しながら登録されていない意匠で、それぞれ不正競争行為に対して権利行使をする際に権利として主張することを言う。

ることになるが、商標権や著作権の侵害で刑事告訴をする場合は、地域の警察や取引標準協会(TSI)に捜査の協力を相談する。北アイルランドの場合は、地域の警察である。それぞれの連絡先は第2項の侵害対策関連機関を参照ください。

イギリスには知的財産権の侵害調査を営業範囲に含める調査会社がいくつかある。その中には、国内のみならず、周辺国までの調査を実施している大手の調査会社やその所在地や地域を限定して調査を実施している調査会社も存在する。ここに掲載する調査会社は参考であり、そのサービスを保証するものではない。現地の調査会社に連絡を取る前に、現地の法律事務所に相談し、目的にあっているかどうか、また、調査会社の技能や料金、その他について確認することをお勧めする。

International Intelligence Limited

住所: 88 Kingsway
London WC2B 6AA
United Kingdom
電話: +44-20-7791-1627
Email: info@international-intelligence.co.uk
WEB: <http://www.international-intelligence.co.uk/>

DPM Facilities Ltd

住所: Heritage House
79-80 High St
Gravesend
Kent DA11 0BH
United Kingdom
電話: +44-203-589-0418
FAX: +44-1474-553-046
WEB: <http://dpmfacilities.com/>

D-Tect Investigations Ltd

住所: The White House,
42-44 Chorley New Road,
Bolton, Greater Manchester,
BL1 4AP
United Kingdom
電話: +44-8456-432-602

FAX: +44-808-280-2296
Email: enquiries@d-tect.net
WEB: <http://www.d-tect.net/>

4.4 権利行使の判断

下記は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で検討するポイントである。

1. イギリスで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる商標権などの知的財産権が有効であり、適切な手続きで登録されていることを確認する。
2. 被疑侵害品のサンプルを購入し、対象となる知的財産権の権利範囲に入るかどうかを比較、分析し、権利範囲に入ることを確認する。
必要に応じて、イギリスの法律事務所による被疑侵害品の侵害鑑定を入手する。また、特許侵害の場合で技術分析による鑑定が必要な場合は、社内或いは外部の研究機関による分析結果を準備する。
3. どのような救済を求めるか検討する。主に、事業の重要性や将来を含めた事業への影響を評価し、侵害規模や侵害内容から早期の侵害差止を求める行政処分や刑事訴追を行うか、時間をかけて損害賠償などを含めた民事訴訟や刑事訴訟まで行うかを検討する。
4. イギリスで弁護士や裁判所を利用する場合が高額になる為、権利行使にかかる費用を見積り、予測される権利行使ルートごとの費用比較を行う。
5. 訴訟以外の選択肢として、ライセンス等の可能性を検討する。
6. 権利行使を始めるには、被疑侵害者が侵害者として被告適格であるかどうか、及び訴訟や損害賠償に応じることができる程度の資力や規模を有しているかを判断する。
7. 侵害訴訟を開始する場合には、イギリス特許弁護士や商標弁護士による対象となる知的財産権の有効性の鑑定を入手し、権利行使において、被疑侵害者から無効取消を受けた場合の対策を行う。なお、イギリス知的財産庁も有効性や侵害の判定サービスを提供している。²
8. 商標権による権利行使の場合は、対象の商標権の使用実態を調べ、権利行使において、被疑侵害者から不使用取消や不使用による非侵害の主張を受けた場合の対策を行う。
9. 損害賠償を請求する場合は、損害額を立証する証拠を収集する。
10. 非登録の商標権や登録意匠権³、或いはパッシングオフによる主張をする場合は、自社製品の使用証拠や一定の著名性を示す証拠を収集する。
11. イギリスの法律事務所とともに権利行使に必要な関係書類を準備する。例え

² <https://www.gov.uk/opinions-resolving-patent-disputes>

³ 非登録の商標権や登録意匠権については、22 頁の脚注 1 を参照

ば、登録証、現地代理人への委任状などの全ての必要書類を正しく準備する。

12. 最終的に告発や提訴において使用する被疑侵害者の侵害証拠である侵害品サンプルや販売関連伝票類、宣伝広告類、及び被疑侵害者の固有情報など必要な関連資料を準備する。

4.5 警告書

イギリスにおいては、ほとんどの被疑侵害行為に対して、まず警告書(Cease and desist letter)を送付し、知的財産権があることを通知しなければならない。そして、被疑侵害行為がその権利範囲にはいることを説明しなければならない。一般的には、法的措置を取らずに済むように被疑侵害者に適当な応答期間や問題となる状況について権利行使をしないで済むような対応策と保証の説明を求め内容となる。警告書を送付する法的効果としては、権利の存在を通知する機能がある一方、被疑侵害者が不知の抗弁をした場合や損害賠償を立証する明確な証拠がない場合はその基準日として利用されることがある。

イギリスでは、警告書を根拠のない脅迫(Unjustified threats)とし、被疑侵害行為として、警告を受けた被疑侵害者から先に逆提訴されることに注意することも肝要である。もちろん、単に権利が存在することの通知は脅迫には当たらないが、警告状を受け取った被疑侵害者は脅迫によって被った損害や損失を回復するための訴訟を起こすことができる。従って、イギリスの弁護士に警告書案の作成を依頼し、送付前に十分な注意を払わなければならない。また、警告状の送付前に侵害の有無の鑑定書や判定書を入手するなど必要な準備をすることが勧められる。

警告状に記載する事項は、次の通りである。

- ① 知的財産権者の情報
- ② 侵害されている知的財産権の情報(登録番号や商標など)
- ③ 侵害が発生している場所
- ④ 侵害している製品やサービスなどの状況
- ⑤ 被疑侵害者に対する要求(例えば、販売の中止など)
- ⑥ 応答期限

警告書を送付する目的は紛争を話し合いによる和解に持ち込むことである。被疑侵害者が比較的大きな規模の組織で、警告に応じる場合は、イギリス弁護士の協力を得て、和解契約を締結し、侵害品の引渡、侵害品入手先の情報提供、製造の中止、関係製造機器や在庫の廃棄或いは引渡、侵害行為を繰り返した場合の違約条件な

どを定める。契約に違反した場合は、契約違反の訴訟を起こすことができる。

4.6 侵害に対する法的措置

イギリスで日本企業が侵害を受ける状況は、中国などからの侵害品が直接或いはEU 諸国から流入することが主要な理由と考えられている。こうした面からは、税関差止めを主な利用とすることが考えられる。

イギリス国内で侵害が生じた場合は、被害の程度により対応を選択することになる。従って、被害の程度が低い場合や対応のスピードを要求される商標や著作権の場合は、警察等の行政組織を利用した刑事手続きが好ましいと言える。一方、特許権や意匠権の侵害紛争の場合で、少額訴訟で済ませることを希望する場合は、知的財産企業裁判所(IPEC)での対応を選択することになろう。なお、イギリス政府としては、不正報告センター(Action Fraud⁴, NFIB)及び地域警察などへの通報による解決を推進している。

- ・ 税関摘発

税関は、関係法に基づき、イギリス及びEU地域に輸入される商標権又は著作権を侵害する貨物の通関を職権で停止させることができる。知的財産権者は税関所定の申告書(AFA)に対象の知的財産権などの必要事項を記載して申告することで、税関での商標権侵害や著作権侵害貨物の輸入を差止めることができる。

税関職員が対象の被疑侵害品を発見すると、連絡先である知的財産権者或いはその代理人に通知する。通知を受けた知的財産権者が真偽鑑定を10営業日以内に行い、侵害と判断した場合、その結果と廃棄を輸出入業者や運送業者に通知する。反論がなければ、そのまま廃棄処分を行うことができる。一方、当事者が反論した場合、知的財産権者は訴訟により、当該貨物の侵害等について確定する。

- ・ 刑事告訴

商標権、及び著作権を侵害する被疑侵害品をイギリス国内で発見した場合には、イギリス全体で約200カ所の拠点を超える地方政府の組織である取引標準協会(TSI: Trading Standards Intitute⁵)が調査から告訴までの重要な役割を果たしており、通報により対応を開始することができる。TSIは、時には地

⁴ 不正報告センターAction Fraud <http://www.actionfraud.police.uk/>

⁵ TSO (Trading Standards Officer)と呼ばれる場合もある。北アイルランドでは警察が担当する。

元警察と協働して、サンプル購入から始まり、直接、家宅捜査や侵害品や関連書類を仮差押する権限も有している。そして、裁判所の協力のもと、犯罪法規に基づく没収命令(Confiscation Order)を出すこともできる。

刑事告訴をするための調査は知的財産権者自ら民間の調査機関を使って調査し、被疑侵害者を告訴することも可能であるが、刑事手続きは民事訴訟と比較して早く終結することができ、一般的に費用も安くすむ点はメリットと言える。条件が整えば、刑事告訴に要した費用を地方政府の基金から受け取ることもできる。刑事告訴のデメリットとしては和解ができないことである。

・ 民事訴訟

知的財産権が侵害された場合、侵害の差止命令及び損害の賠償を裁判所に求めることができる。権利侵害が複雑や深刻な事件の場合、侵害の事実と証拠と共に、暫定差止を裁判所に求めることもできる。

民事訴訟は現地での紛争解決における法的作業が多いことや弁護士手数料が比較的高いこと、また訴訟になれば訴訟及び法廷弁護士による訴訟費用が高額となるため、重大な事件以外は選択しづらい面がある。

5. 侵害に対する救済手段

ここでは税関対策、刑事訴追、民事訴訟の概要を説明し、その他の救済手段については簡単に紹介する。

5.1 税関取締

模倣品及び海賊品の自由な流通のための解放、輸出、再輸出、又は仮手続きのための持ち込みを禁止する対策を規定した2003年7月22日付欧州連合理事会規則(EC No 1383/2003)はイギリス国内で知的財産権を侵害する商品(税関)規則(The Goods Infringing IP Rights (Customs) Regulations 2004)に組み込まれ、国内規則の犯罪執行法(The Proceeds of Crime Act 2002)に基づき民事救済及び刑事救済を受けることができる。

イギリス歳入税関庁は、職権で知的財産権を侵害する、或いは侵害する可能性がある貨物に対して法的措置を取る義務がある。こうした被疑侵害品がイギリスに輸入されることを防ぐために、知的財産権者は積極的に税関に働きかけることは重

要である。税関で保護を受けるためには、知的財産権者は差止申請書(AFA: Application for Action)を税関の関係部署に提出することで、提出の約 30 日後から対策を開始することができる。

●税関申請による税関対策

改正 EU 税関規則(608/2013)が 2014 年 1 月 1 日に発効し、差止申請書は EU 加盟国で統一され、国内用と EU 域内用が同一の書式となり、国内適用か、EU 域内適用かを選択するように修正された。EU 域内諸国を指定する場合には、対象国と当該国での代理人を指定する必要がある。

対象となる知的財産権は、イギリスの場合、商標権、意匠権及び著作権である。EU 域内を指定する場合は、共同体商標権、共同体意匠権、及び著作権に加えて、当該国での特許権、実用新案権、植物新品種、医薬品などの追加保護、商号、原産地表示及び半導体回路配置設計が保護対象となる。

税関での差止申請書に必要な主な事項と書類等は下記の通りである。

- 1) 申請者とその連絡先、及び申請者の資格
- 2) 申請代理人とその連絡先
- 3) 申請対象国
- 4) 法律面の代理人及び技術面での代理人、EU 各国を指定する場合はその国での代理人とその連絡先（それぞれ委任状が必要）
- 5) 対象となる知的財産権の情報（登録証等の有効である証拠を提出）
- 6) 商品の詳細な説明
商標権の場合、登録番号、指定商品、一般的な販売価格など
- 7) 商標の識別方法(説明書や写真、真偽の見分け方などを提供する)
- 8) 製造地などの情報
- 9) 自社業務に関係する会社などの情報(ホワイトリストに該当する)
- 10) 梱包などの情報
- 11) 小口貨物の廃棄費用の負担の可否
- 12) その他の同梱書類などの情報

イギリスでの税関差止申請書の提出先は下記の通り。

HM Revenue and Customs

Intellectual Property Authorisation Unit (IPAU)

住所: Fitz Roy House
Castle Meadow Road
Nottingham NG2 1BD

United Kingdom

電話: +44-3000-564-280/097

Fax: +44-3000-564-569

Email: approvals.ip@hmrc.gsi.gov.uk

税関登録手順(申請から 30 日以内)

- 1) 申請書の提出(手数料なし)
- 2) IPAU での方式審査及び訂正対応 (部分的な認可もある)
- 3) 税関登録交付
- 4) 各税関がシステムで共有 (EU の場合、COPIS データベースで共有)
- 5) 有効期間は 12 か月、満了日 30 日前に手続きをすれば更新可能

なお、2014 年以前の税関登録は改正があったため更新することができない。

なお、被疑侵害品が輸入されることを事前に承知している場合は、差止申請書の提出なく、輸入貨物の情報を税関に提供して、差止を請求することができる。この場合、申請書は後日提出することになる。

●税関での被疑侵害品差止手続き

税関の水際取締りの対象となる物品の範囲は、税関の監視又は管理の下に置かれている物品すべてが取締りの対象となる。具体的には、下記が対象である。

- ① 自由流通のための解放、輸出又は再輸出のために税関に申告された物品
- ② EU 域内の関税領域に搬入された物品又はその領域から搬出される物品
- ③ 一時的な停止手続の下に置かれている物品又はフリーゾーンや税関管理の保税倉庫に保管された物品

なお、この対象に入らない物品は、旅行者の手荷物、並行輸入品及び契約数量を超えた過剰生産品である。通貨貨物については当該貨物が侵害品であり、取扱業者に侵害の意図があることの立証が知的財産権者に求められる。

被疑侵害品の発見から処分までは次の通りである。

(1) 被疑侵害品の発見と通知

- ・ 税関は被疑侵害品を発見した場合、留置し、通関申告者又は所有者に 1 日以内に通知し、10 日以内に同意するか、異議があるかの回答を求める。
- ・ 同時に、税関は知的財産権者(代理人があれば代理人)に被疑侵害品の

留置を通知し、10 日以内に侵害・非侵害の判定を求める。権利者は分析のためのサンプルを求めることができる。

- ・ 腐敗しやすい商品の場合は、3 日と短縮される。また、知的財産権者は 10 日間の延長を申請すること(全体で 20 日まで)が可能である。

(2) 被疑侵害品の処分

- ・ 指定された 10 日以内に、知的財産権者が書面で侵害品と主張し、通関申告者又は所有者が同意した場合、或いは何らの応答もしない場合は、規定に基づいて廃棄処分される。廃棄費用は知的財産権者の負担である。
- ・ 通関申告者又は所有者が反論した場合で知的財産権者が明確な対応をしなかった場合は、通関規定を満たしていることを条件に留置が解除され、通関される。

(3) 非侵害の抗弁の対応(留置期間内)

- ・ 指定された 10 日以内に、通関申告者又は所有者が反論した場合で知的財産権者も侵害と書面で通知した場合、知的財産権者がそれを認めた場合は、通関規定を満たしていることを条件に留置が解除され、通関される。
- ・ 上記の場合で、知的財産権者が引続き侵害を主張しする場合は、訴訟で侵害を立証することになり、その旨を税関に通知する。訴訟を開始しない場合は、通関される。

(4) 非侵害の抗弁の対応(留置期間後)

- ・ 指定期間を過ぎて、税関が被疑侵害品の押収を決定後、通関申告者又は所有者が異議を申立てる場合は、不服申立をしなければならない。この場合、税関は犯罪執行法に基づき、没収手続きを開始し、廃棄できるかどうかの判断を検察に求める。なお、この費用は知的財産権者にその負担が求められることがある。

(5) 差止申請がなく、税関が被疑侵害品を発見した場合の税関の対応

- ・ 税関は被疑侵害品の知的財産権者とみなされる関係者に、輸入業者等の情報を伏せて、当該被疑侵害品の情報を提供する。
- ・ 留置から 1 日以内に知的財産権者が見つからない場合は、通関する。
- ・ 知的財産権者が 4 日以内に差止申請書を提出することに同意した場合、留置を延長し、通関申告者又は所有者に 1 日以内にその旨を通知し、10 日以内に同意するか、異議があるか回答を求める。
- ・ 知的財産権者が差止申請書を提出した場合、被疑侵害貨物に関する情

報を提供し、10日以内に侵害・非侵害の判定を求める。

- ・ その後は、上記(1)から(4)と同じ手続きとなる。

5.2 刑事訴追(訴訟)

イギリスでは、商標権及び著作権の侵害が刑事罰の対象であり、知的財産権者は侵害の事実や証拠に基づき、刑事告訴をすることができる。イギリスでは、こうした模倣品や海賊品による侵害を知的財産権犯罪(IP Crime)と呼び、消費者行政の一つとして、Citizens Advice⁶やCrimestoppers⁷、前出のAction Fraudなどの通報窓口による対策を用意している。また、知的財産庁が中心となり、警察、取引標準協会(TSI)、国家犯罪局(NCA)及び歳入税関長などに支援を受けている知的財産権犯罪対策グループ(IP Crime Group)⁸が各種の情報提供を行っている。

イギリスでの刑事告訴制度は概略右表の通りであるが、刑事告訴の権限を有する捜査機関は50を超える数があり、警察と協働しながらレイドを行い、刑事告訴へと進める。

知的財産権の刑事事件で企業が被疑侵害者を告訴する場合は、私訴制度もあるため刑事告訴のための調

査を知的財産権者自ら民間の調査機関に依頼して調査し、被疑侵害者を告訴することも可能である。しかし、一般的に知的財産権侵害の場合、商標法第93条など、著作権法第107A条などの規定に基づいて、北アイルランドを除き、地元の取引標準協会(TSI)⁹に通報することより侵害調査、サンプル購入、また、令状なしで、或いは治安判事(Magistrates' Court)の許可を得て、家宅捜査や侵害品や関連書類の仮差押を行い、検察庁に付託する。

検察庁(CPS:Crown Prosecution Service)は犯罪者から資産回復するための主要な法的枠組みである犯罪執行法などに基づき、財産差押命令を出すことにより、その後の捜査を順調に進める。略式手続で対応が可能な犯罪は治安判事裁判所で審理する。刑事法院で審理されるべき正式起訴犯罪は、刑事処罰、財産没収や民事的被

刑事司法制度(イングランド及びウェールズ)

最終審判	最高法院
上訴審	控訴院(Court of Appeal)
第一審	刑事法院(Crown Court)
起訴機関	検察庁、治安判事裁判所
捜査機関	警察、取引標準協会(TSI)

⁶ Citizens Advice Bureau (市民助言局)

<https://ssl.datamotion.com/form.aspx?co=3438&frm=citacomplainform&to=flare.fromforms>

⁷ Crimestoppers(犯罪阻止機構) <https://crimestoppers-uk.org/>

⁸ IP Crime Group <http://www.a-cg.org/guests/information/the-ip-crime-group#.VGtZzfmsWT9>

⁹ 郵便番号で調査可能 <http://www.tradingstandards.gov.uk/advice/index.cfm>

害回復を含めて立件する。

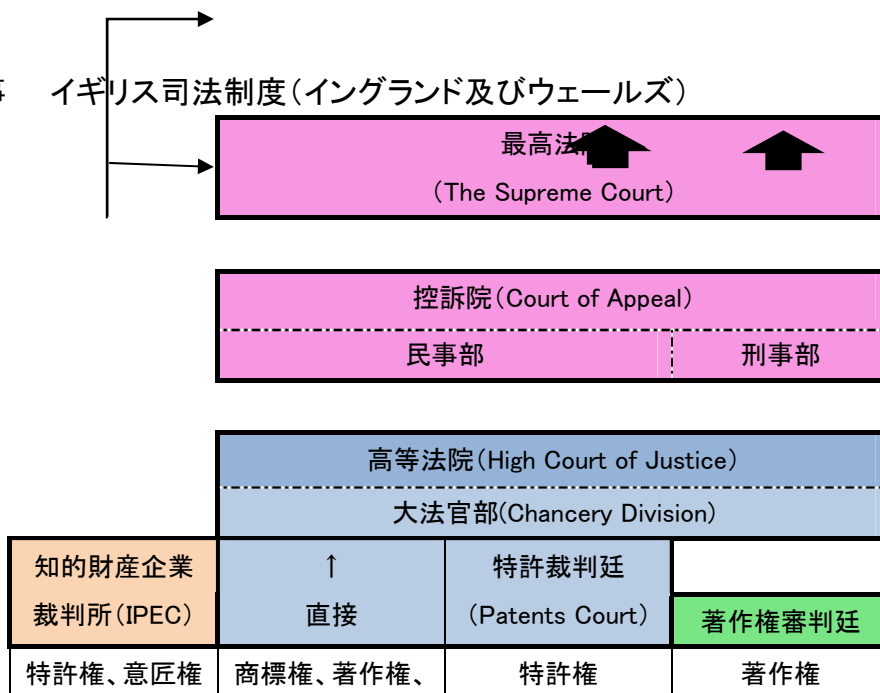
刑事法院では、正式起訴状(indictment)に基づき審理されるが、被告が罪状認否において有罪を認めると量刑の決定に進む。無罪(非侵害)を主張すると陪審裁判による正式刑事審理に進み、訴追側と弁護側による冒頭陳述、犯罪立証や情状説明があり、最後に検察官、弁護人の最終弁論、裁判官による陪審員に対する説示を経て、陪審による評決となる。陪審員の評決結果を受けて、裁判官は有罪判決や没収命令、又は賠償命令を決定する。賠償命令は民事的救済であるが、被害者が捜査段階で被害額に対する宣誓供述をしている場合、立件段階でその請求がなされていることを条件に、刑事法院は被告の経済状態を勘案して救済内容を決定する。

●刑事救済内容

1. 商標 正式起訴 罰金及び10年以内の禁固(商標法第92条6項)
略式の場合 罰金及び5年以内の禁固
2. 著作権
 - ① 著作物複製品での侵害の場合
正式起訴 罰金及び10年以内の禁固(著作権法第107条4項)
略式の場合 罰金及び5年以内の禁固
 - ② 著作物の伝達での侵害の場合
正式起訴 罰金及び2年以内の禁固(著作権法第107条4項)
略式の場合 罰金及び3か月以内の禁固

5.3 民事訴訟

イギリスの民事



訴訟の司法 制度は概ね下 記の通りである。	商標権、著作権	パッシングオフ	意匠権	
	パッシングオフ	営業秘密ほか	(無効事件含む)	

図表はイングランド及びウェールズ地区での系統であるが、スコットランド及び北アイルランドでの受理は民事控訴院や高等法院大法官部がそれぞれ主に担当する。また、手続法も異なるので注意が必要である。

イギリスでは従来の州特許裁判所(PCC:Patent County Court)が2013年10月1日付で知的財産企業裁判所(IPEC)に改組され、著作権、商標、意匠、特許権、パッシングオフ、営業秘密、その他の知的財産侵害、或いは商標、意匠及び特許の無効及び帰属、報奨などまで幅広く知的財産権紛争を受理するようになるとともに、ロンドンにありながらイギリス全域の紛争を取り扱うことができる。IPECは合理的な民事手続きを導入し、比較的少額の訴訟で知的財産権紛争に対応できるように改めている。

イングランド及びウェールズでの複雑な特許権や意匠権の侵害訴訟は高等法院大法官部の特許裁判廷に提訴することができる。同様に、複雑で重要な著作権や商標権の事件は高等法院大法官部が受理する。

スコットランドではスコットランド最高法院の民事控訴院が担当し、北アイルランドでは北アイルランド高等法院大法官部が担当する。上記の関係機関は第2項を参照ください。

民事第一審訴訟の受理事件は比較的多いが、その多くが事実審理まで進まず和解等により終局している。また、訴訟費用についての報告書によると平均70万ポンドと言われ、翻訳費用などの追加負担を含めると比較的高額である。また、審理開始或いは判決までの平均的手続き期間は審理開始までの滞留期間が有るため20か月余となっている。

ところで、イギリスの弁護士は、法廷弁護士(Balister)と事務弁護士(Solister)に分かれている。事務弁護士は、当事者から直接受ける法律相談に応じ、その依頼に対する法律意見の提供及び各種の書類を作成するなどの法律事務を行うことができる。また、訴訟事件においては証拠収集、争点整理手続への出席、弁論等の準備作業を行うことができるものの、下位裁判所の法廷での弁論等に限られる。一方、法廷弁護士は、上位裁判所(高等法院、刑事法院、控訴院、最高法院)における法廷弁論権(right of audience)を有する。基本的には個人での代理行為となる。そのため、特許侵害訴訟などでは、法定弁護士と事務弁護士に訴訟の進行を委ねることになる。

●民事訴訟手続き

知的財産権者が民事訴訟で受けられる救済は特許法、意匠法、商標法及び著作権法により下記が対象となる。イギリスでは情報自体は法律で保護されていないが、秘密情報は保護対象であり、情報漏えいはコモンロー上の衡平法の権利に基づき保護を受けることができる。

- 1) 差止命令(訴訟前差止を含む)
- 2) 損害或いは不当利得の賠償命令
- 3) 費用支出の補填命令
- 4) 侵害品及び侵害品生産設備の引渡或いは廃棄命令
- 5) 出所情報開示命令

以下では、イングランド及びウェールズでの民事訴訟手続について説明する。この地域は、民事訴訟規則に基づき裁判手続きが実施される。民事訴訟では当事者主義が採用されており、訴訟提起後、当事者が争点整理、証拠収集等の準備を完了し、正式審理(トライアル)が開催され、判決となるのが基本構造である。知識財産権の民事侵害訴訟では被害額や事案の難しさに応じて裁判所を選択することができる。

(1)知的財産企業裁判所(IPEC)での簡易訴訟

① スモールトラック:少額請求手続き(Small claims track)

著作権、商標権及び非登録意匠権¹⁰が対象で、最大訴額を1万ポンドまでとし、訴訟費用を極力抑えて、当事者の同意があれば書面審理で裁判所は決定を下す手続きである。侵害判断は行わず、損害額と救済内容を審理する。判決に不服の場合は21日以内に上訴することができる。

② マルチトラック:多重合理化手続き(The streamlined muliti-track)

最大訴額を50万ポンドまでとして、係争当事者のリスクを長期かつ高額にならないようにし、訴訟費用も5万ポンドを上限とし、当事者の負担を減らすために特許の有効性を争う場合でも2日以内に結審する手続きである。

マルチトラック手続きでは、IPECは高等裁判所と同様の救済を受けることができ、アントンピラー命令(差押)やマレーバ命令(資産凍結)なども含まれる。なお、IPECでは特許弁護士、商標弁護士なども訴訟代理することができる。判決に不服の場

¹⁰ 非登録の意匠とは欧州共同体意匠法で認められる欧州域内での使用後3年間保護される登録されていない意匠を指す。

合は上訴できるが、通常は控訴院を選択することが多い。

(2) 特許裁判廷、或いは高等法院大法官部での訴訟

高等法院、或いはIPECを選択するかどうかのポイントは、両当事者の事業規模が比較的小さい、案件や証拠の複雑さの程度が比較的低い、また、請求内容が比較的低いなどのような場合であり、当事者の一方が大企業であったり、特許侵害や有効性の判断が比較的難しかったり、或いは証拠の判断が難しいような場合は特許裁判廷を、特許以外の場合は高等法院大法官部を選択することになる。

① 暫定差止命令 (Interim Injunction)

侵害によって権利者が市場で取り返しのつかないような被害や問題、例えば値崩れや販売の減少など回復できないような損害が生じる恐れがあると思われる場合、或いは侵害品などの証拠が滅失や隠匿されるような場合、一定の経済的相互保証を条件に訴訟を提起する前に迅速な差止による救済を求めることができる。

しかし、最近では裁判審理までの待ち時間が少なくなったこと、早期審理命令などが可能となったこと、また経済的相互保証に対する懸念から利用は少なくなっている。

② 民事訴訟手続きの概要

民事訴訟では、裁判官による口頭の集中審理主義を採用しており、効果的に審理の進行のために当事者にしっかりした準備を要求する。また、侵害判断と損害判断を分離判断する。特許侵害裁判では、侵害判断と有効性判断を一括処理している。

裁判手続きでは事件処理会議 (Case Management Conference) が開催され、合理的で計画的な進行が目指される。最近では裁判まで9か月から12か月で開始されている。裁判は原則、1名の裁判官で行われるが、特許裁判の場合、技術背景を持つ専門裁判官が担当する。なお、審理準備までは補助裁判官が対応している。

裁判手続きは3段階に分けることができる。

- ・ 訴答 (Pleading) 訴状、請求原因などの交換
- ・ 開示 (Disclosure) 証拠交換、争点整理など
- < 審理準備 > 事件処理会議の開催
- ・ 審理 (Trial) 事実審理、専門家鑑定含む

＜判 決＞ 救済内容の決定

開示手続きはアメリカのディスカバリーにあたるが改革により手続き的には限定され期間も短縮されている。被告側に勝訴の可能性がない場合は、略式判決(summary judgment)を求めて早期の勝訴を求めることが可能である。

イギリスでの知的財産権裁判の殆どが開示手続き後で審理前に和解となっているため、事実審理にならない事件が多い。判決は審理後約2-3週間となるが、訴訟費用については敗訴側が全体の2/3を負担することが一般的である。原告が敗訴した場合は、知的財産権が無効となる。

5.4 その他の紛争処理

(1) 仲裁手続き(ADR)

イギリスでは仲裁による事件解決が勧められており、知的財産権局による調停¹¹による和解、裁判所、或いは民間の仲裁機関での仲裁が行われている。民事訴訟においては、事件処理会議や審理前手続きにおいて、調停が適切であると裁判官が判断すると、民事訴訟規則により調停を勧告しなければならないとしている。また、当事者も裁判官に協力が求められている。

イギリスでは民事訴訟が長期間かかったために、司法制度改革の中で仲裁手続きを活用することが図られた経緯がある。いずれにしても、イギリスで有効な和解や同意による紛争解決をする場合、書面による契約書を作成することになるため、経験のある弁護士事務所に相談することが勧められる。

(2) インターネット上での侵害

イギリスでもインターネットを通じた販売は広く利用されており、eBay などインターネット事業者の責任を問う裁判が起きている。2011年7月の欧州裁判所の判例により、インターネット事業者のウェブサイト上で侵害品が販売されているものの、積極的な関与がなく、その広告宣伝が違法であることも知らない場合は、EU 電子通商指令により十分な良識の下に対応をすればインターネット事業者は免責されるとしている。

また、インターネット上の広告による商標権侵害でも、同一の商標が同一の商品やサービスに使用されていることを侵害の条件として求める判断をした事件がある。商標の機能には出所や品質などの面もあり、商標権者には比較的ハードルの高い

¹¹ イギリス知的財産庁による調停 <https://www.gov.uk/intellectual-property-mediation>

ものとなっている。こうした事情から知的財産権者としては、第三者による実際の使用証拠、誤認混同が生じた立証証拠、事業への経済的な影響、広告宣伝と侵害品との関係証拠、侵害場所を特定する証拠などを保全し、事件に準備することが求められている。

6. 留意事項

- (1) イギリスでの権利行使には、具体的な知的財産権の存在が不可欠であり、著名商標や未登録商標、パッシングオフによる権利行使は立証を伴うために十分な準備と注意が必要である。
- (2) 商標権の積極的な権利行使には、イギリス及び EU 諸国での税関登録が効果的である。なお、税関対応には迅速な対応などに現地代理人が不可欠である。
- (3) 侵害を防止するためのパッケージ、ラベルや包装に真似しづらい工夫やホログラムなどの偽造防止技術を導入する。
- (4) 侵害の発生元が身内の場合があるため、商品や技術供与のサプライチェーンの関係、契約内容、実施状況などを再確認し、業務の見直し及び必要な対策を定期的に行う。
- (5) 税関を含めた関係職員による侵害品の見分けを容易にするための説明会開催、資料提供など積極的に協力し、関係機関と友好的関係を構築する。また、現地に優良な代理人を確保し、警察、TSI や税関と友好的関係を構築することは、簡単な案件から難しい案件まで、好ましい結果を上げることにつながる。
- (6) 一旦模倣品や税関対策を開始した場合、警察、TSI や税関は迅速な対応を求めるため、現地の代理人や専任の担当者を用意する。
- (7) イギリスでの税関での権利行使において、侵害品の保管、処分などにかかる費用は権利者の負担となる。このため、事前に現地代理人と侵害対策の全体的コストに対する概算費用見積りの入手をお勧めする。
- (8) 訴訟費用は比較的高額になる為に、事前に概算費用を現地の弁護士より入手するだけでなく、不要な翻訳作業などの追加の不要なコストが発生しないように定期的に監査する。

7. その他の関連団体

7. 1 イギリス特許弁理士会

The Chartered Institute of Patent Attorneys (CIPA)

住所: 95 Chancery Lane
London WC2A 1DT
United Kingdom

Tel: +44-20-7405-9450

Fax: +44-20-7430-0471

Email: mail@cipa.org.uk

Web: <http://www.cipa.org.uk>

7. 2 イギリス商標弁理士会

The Institute of Trade Mark Attorneys (ITMA)

住所: 5th Floor, Outer Temple
222-225 Strand
London, WC2R 1BA
United Kingdom

Tel: +44-20-7101-6090

Fax: +44-20-7101-6099

Email: tm@itma.org.uk

Web: <http://www.itma.org.uk>

7. 3 イングランド・ウェールズ法曹協会

The Law Society of England and Wales

住所: 113 Chancery Lane
London WC2A 1PL
United Kingdom

Tel: +44-20-7242-1222

Fax: +44-20-7831-0344

Email: findasolicitor@lawsociety.org.uk

Web: <http://www.lawsociety.org.uk>

参考

スコットランド The Law Society of Scotland

Web: <http://www.lawsocot.org.uk>

北アイルランド The Law Society of Northern Ireland

Web: <http://www.lawsoc-ni.org.uk>

7.4 イングランド・ウェールズ法定弁護士評議会

The Bar Council

住所: 289-293 High Holborn

London WC1V 7HZ

United Kingdom

Tel: +44-20-7242-0082

Fax: +44-20-7831-9217

Email: ContactUs@BarCouncil.org.uk

Web: <http://www.barcouncil.org.uk/>

7.5 知的財産同盟

The Alliance for Intellectual Property

住所: 2nd Floor, Riverside Building, County Hall,

Westminster Bridge Road

London SE1 7JA

United Kingdom

Tel: +44-20-7803-1319

Fax: +44-20-7803-1310

Web: <http://www.allianceforip.co.uk/>

7.6 反模倣団体

The Anti-counterfeiting Group (ACG)

住所: 3 Manor Courtyard,

Hughenden Avenue,

High Wycombe,

Bucks HP13 5RE

United Kingdom

Tel: +44-1494-449-165

Fax: +44-1494-465-052

Web: <http://www.a-cg.org/>

7. 7 デザイン模倣防止協会

ANTI-COPYING IN DESIGN (ACID)

住所: 68 Lombard Street
London EC3V 9LJ
United Kingdom

Tel: +44-845-644-3617(会員専用)

Fax: +44-845-644-3618

Email: info@acid.uk.com

Web: [http:// www.acid.uk.com](http://www.acid.uk.com)

7. 8 著作権盗用対策連盟

Federation Against Copyright Theft Ltd. (FACT)

住所: Regal House, 70 London Road
Twickenham
Middlesex, TW1 3QS
United Kingdom

Tel: +44-20-8891-1217

Fax: +44-20-8892-7645

Email: contact@fact-uk.org.uk

Web: [http:// www.fact-uk.org.uk/](http://www.fact-uk.org.uk/)

7. 9 ビジネス ソフトウェア アライアンス

BSA Europe, Middle East & Africa Business Software Alliance (BSA)

住所: 2 Queen Anne's Gate
London SW1H 9
United Kingdom

Tel: +44-20-7340-6080

Fax: +44-20-7340-6090

Web: [http:// www.bsa.org/](http://www.bsa.org/)

7. 10 IFPI 国際レコード産業連盟

International Federation of Phonogram and Videogram Producers (IFPI)

住所: 10 Piccadilly
London, W1J 0DD

United Kingdom
Tel: +44-20-7878-7900
Fax: +44-20-7878-7950
Web: <http://www.ifpi.org/>

7. 11 イギリスレコード産業

British Phonographic Industry (BPI) (British Recorded Music Industry)

住所: Riverside Building
County Hall
Westminster Bridge Road
London, SE1 7JA
United Kingdom
Tel: +44-20-7803-1300
Fax: +44-20-7803-1310
Email: general@bpi.co.uk / antipiracy@bpi.co.uk
Web: <http://www.bpi.co.uk/default.aspx>

7. 12 イギリス出版社協会

The Publishers Association

住所: 29b Montague Street
London WC1B 5BW
United Kingdom
Tel: +44-20-7691-9191
Fax: +44-20-7691-9199
Email: mail@publishers.org.uk
Web: <http://www.publishers.org.uk/>

7. 13 ジェトロ ロンドン

JETRO LONDON (Japan Trade Centre)

住所: MidCity Place
71 High Holborn
London, WC1V6AL,
United Kingdom
Tel: +44-20-7421-8300
Fax: +44-20-7421-0009
Email: Ldn_importfrom-jpn@jetro.go.jp

Web: <http://www.jetro.go.jp/uk/>

